

宮古島市児童館条例施行規則

平成17年10月 1 日

規則第67号

(趣旨)

第1条 この規則は、宮古島市児童館条例（平成17年宮古島市条例第92号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条及び第3条 削除

(利用の手続)

第4条 児童館を利用しようとする児童（児童の健全育成を目的とした団体を含む。）は、児童館利用者登録届（様式第1号）により登録しなければならない。

2 市長は、前項の児童館利用者登録届を受理したときは、児童館利用カード（様式第2号）を交付するものとする。

(児童館の利用)

第5条 前条第2項の規定により児童館利用カードの交付を受けた児童が児童館を利用するときは、児童館利用カードを窓口に提示しなければならない。

2 幼児（おおむね5歳以下）の利用については、保護者同伴とする。

(職員)

第6条 児童館職員は、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにするとともに、関係機関（保育所、幼稚園、幼保連携型認定こども園、学校）等及び児童委員、母親クラブ等の積極的な協力を得て児童の健全育成に努めなければならない。

(保護者との連絡)

第7条 職員は、必要に応じ児童の健康及び行動につき、その保護者に連絡しなければならない。

(備える帳簿)

第8条 児童館に次の帳簿を備えるものとする。

- (1) 児童館利用者登録名簿（様式第3号）
- (2) 児童館日誌
- (3) その他必要な帳簿

(児童館運営委員会)

第9条 児童館の管理運営に関し、地域社会との連携を密にするため児童館運営委員会を置く。

2 児童館運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(指定管理者の指定の申出)

第10条 指定管理者の指定の申出は、市長が定める期間内に行わなければならない。

2 条例第11条第2項に規定する申出書は、宮古島市児童館指定管理者指定申出書兼誓約書(様式第4号)とする。

3 条例第11条第2項に規定する書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 申出資格を有していることを証する書面であつて、次に定めるもの

ア 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書

イ 法人以外の団体にあつては、団体の代表者の身分証明書

ウ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書面

エ 申出書を提出する日の属する事業年度(以下「事業年度」という。)の国税及び地方税の納税証明書又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書

(2) 宮古島市児童館(以下「児童館」という。)の管理運営に関する事業計画書

(3) 児童館の管理運営に関する収支予算書

(4) 法人等の経営状況を証明する書面であつて、次に定めるもの

ア 既に財産的取引活動をしている法人等にあつては、直近の収支計算書若しくは損益計算書又はこれらに類する書面

イ 既に財産的取引活動をしている法人等にあつては、直近の貸借対照表又はこれらに類する書面

ウ 既に財産的取引活動をしている法人等にあつては、直近の財産目録又はこれらに類する書面

エ 事業年度の収支予算書及び事業計画書

オ 事業報告書を作成している場合にあつては、当該報告書

カ 法人等の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書面又はこ

れらに類する書面

キ 主要な業務実績一覧

ク その他市長が必要と認める書面

4 前項第2号の事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 管理の基本計画
- (2) 受入れ計画
- (3) 事業運営計画
- (4) 事務管理計画
- (5) その他管理運営に関する計画

(選定結果の通知)

第11条 市長は、指定管理者の候補者を選定した場合は、宮古島市児童館指定管理者選定結果通知書（様式第5号）により通知する。

(指定管理者の指定)

第12条 市長は、条例第11条第1項の規定により指定管理者の指定をするときは、宮古島市児童館指定管理者指定書（様式第6号）を交付する。

(協定)

第13条 指定管理者は、次に掲げる事項に関し、本市と児童館の管理に関する協定を締結する。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 管理に要する費用に関する事項
- (3) 管理を行うに当たって業務上知り得た秘密及び保有する個人情報の保護に関する事項
- (4) 管理業務の報告に関する事項
- (5) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (6) その他市長が必要と認める事項

(指定の取消し等)

第14条 市長は、指定管理者の責めに帰すべき理由その他の理由により、当該指定管理者による管理を継続することが困難と認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部を停止することが

できる。

- 2 前項の規定により、指定の取消し又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を求めた場合において、指定管理者に損害が生じて市長は、その賠償の責めを負わない。

(補則)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定にかかわらず、開館時間に関しては平成17年度に限り、合併前の平良市児童館条例施行規則（昭和55年平良市規則第15号）又は下地町児童館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成4年下地町規則第6号）（以下これらを「合併前の規則」という。）の規定の例による。

- 3 この規則の施行の日の前日までに、合併前の規則によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとする。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 1 第11条及び第12条に規定する指定管理者の指定に関する手続きその他この規則の施行に必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。